ディグナーガの転義批判

片岡　啓

1. 序　ディグナーガは散逸した *Dvādaśaśatikā* で「その実在の或る部分が他義の排除によって世間では認識される」と述べる（Pind 2015: II 4, n. 14）．「桜」「木」「地製物」「実体」「有」「認識対象」といった多数ある側面の一つを言葉を用いて抽出することが可能である．ただしそれは「他義の排除によって」可能なのである．このディグナーガの主張は「実在論では不可能」を含意する．しかし，なぜ実在論では不可能なのか．ディグナーガ自身の考えを追ってみる．

2. 転義の過失の文脈　取り上げるべきは，主要な敵説である普遍所有者（jātimat）説と，ディグナーガの自説（排除所有者説）との対比である．「有る実体」（sad dravyam）という同一指示対象共有の表現について，普遍所有者説では，「有る」は有性を持つものを指すと考える．いっぽう排除所有者説では，非有の排除を持つものを指すと考える．基体・属性の二階建て構造は両説に共通する．

ディグナーガは，PS（V）5.1 において自説の主張をなした後，PS 5.2 から直ちに他学説批判を開始し，普遍語の表示対象として，個物（5.2ab），普遍・関係（5.2cd–3），普遍所有者（5.4–11c）を順次斥ける．以上の各語意が満たすべき言語事象として，ディグナーガは，1. 関係付け可能性（saṃbandhasaukarya），2. 自義からの不逸脱（svārthāvyabhicāra）すなわち表示（abhidhāna），3. 同一指示対象共有（sāmānādhikaraṇya）の三つを考える．ここで同一指示対象共有に関する議論の推移は次のように整理できる．個物説は一階建てなので，「有る」と「実体」が同一の対象を指示することは容易に説明がつく．いっぽう普遍・関係説は二階建てを想定するので，「有る」が指す二階の有性と，一階にある壺が同一であることの説明がつかなくなる．これを解決するために，二階にあった「有る」の自義を一階に持ってきたのが普遍所有者説である．これにより「有性を持つもの＝壺」という同一指示対象共有の説明がつくことになる．普遍・関係説から普遍所有者説への推移で見られたのは同一指示対象共有を可能にする一階化の工夫である．

しかし，ディグナーガは，普遍所有者説も批判する．ここで導入されるのが，語が直接に機能する（sākṣādvṛtti）という直接性あるいは自立性・非他依存性（svatantratva/svātantrya）という原理である．普遍所有者は間接性・他依存性（asvatantratva/asvātantrya, pāratantrya）という弱点を有する．例えば「有」は，有性という普遍を介して，有性を持つものを指す．ここで注意すべきは，ディグナーガの自説との差異である．ディグナーガ自身は排除所有者を語意とする．したがって，導入すべき批判方法は，敵説には適用できるが自説には降りかからないよう配慮が必要となる．ディグナーガによれば，直接機能という原理から語の射程内に意味が収まるという含意（ākṣepa）・包摂（vyāpti）の原理が導かれ，それにより，同一指示対象共有の説明が可能となる．また，同じく直接機能から，語が第一義（bhūtārtha）として語意を指すという事実が説明される（片岡2016）．

一属性の抽出が不可能であることを論じる文脈は，最後の「第一義」の問題を扱う箇所にある．語は語意を第一義として表示すべきであって転義的であってはならないというのは実在論においても常識的に認められた原則である．しかし普遍所有者説では，「有」は有性に依存して〈有性を持つもの〉を表示するので，語は自義に対して他依存的となることから転義的となってしまう．

3.　転義の過失の科文　ディグナーガは，普遍語が普遍所有者を表示することはない（PS 5.4a: [jātiśabdas] tadvato na [vācakaḥ]）という主張の根拠として，他依存性に由来する転義の過失を挙げる（PS 5.4b: upacārāt）．すなわち，他依存性を前提とする普遍所有者説では語が転義的となってしまうという過失（cf. PSV 5.36c: pāratantryeṇa ... bhāktadoṣaḥ）の指摘である．さらに彼は，たとえ転義になっても構わないと敵が主張したとしても，転義を可能にする二つの可能性（相似性に基づく認識の転移と属性による裨益に基づく認識の転移）のいずれもありえないことを指摘し（PS(V) 5.4b: (sārūpyasya ca) asaṃbhavāt），転義説を葬り去る．科文は以下である．

1.　普遍所有者を表示する語は転義的となってしまう 4b
2.　転義はありえない 4b
　2.1　相似性に基づく認識の転移はない
　　2.1.1　両項が別々に認識される「王である臣下」とパラレルではない 4cd
　　2.1.2　順に列挙される相似物とパラレルではない 5ab
　2.2　属性による裨益に基づく認識の転移はない
　　2.2.1　水晶だけを見て赤いと認識される「赤い水晶」とパラレルでない 5cd
　　2.2.2　「赤い水晶」のように錯誤となってしまう 6ab

2.2.3　多属性による同時裨益は相互に矛盾する 6cd–7a
2.2.4　多属性が同時に全体に認識されるなら全てが混じった雑色の認識となる 7b

4.　転義の不可能　普遍説では，二階にある有性と一階にある実体との間でズレが生じてしまうので，「有＝実体」という一階建て表現を説明できない．そこで，二階建てのズレを解消するために，二階の有性を何らかの方法で一階に持ってくる必要が生じる．〈普遍を持つもの〉という概念導入の工夫はここにある．しかし，普遍所有者説を批判するディグナーガの視点から見れば，それは転義という操作に他ならない．そして転義の場合，語は，第一義として自義を表示しない．「というのも，「有」という語は，第一義としては，［音声形］それ自体，あるいは，普遍を語るからである．それ（普遍）に適用された［語］が，それを持つもの（普遍所有者）に転義的に用いられている．しかし，X が Y に転義的に用いられる時，X は Y を第一義として語ってはいない」（PSV 5.4b）．

普遍所有者説を立てる敵は，転義でも構わないと言うかもしれない．しかし，転義というのは，「王である臣下」（王のような臣下）のように，関係項の間に相似性があって可能になる．その相似性がなければ転義は成立しない．ディグナーガは続けて「（また相似性が）ありえないので」（PS(V) 5.4b: (sārūpyasya ca) asaṃbhavāt）と述べる．そして，次のように説明する．「また，それを持つものへの認識の転移は，属性の相似性によっても，属性による裨益によっても，ありえない．」（PSV 5.4b: tadvati ca na guṇasārūpyāt pratyayasaṃkrāntiḥ[1] saṃbhavati, nāpi guṇopakārāt.）ここで「ありえない」のは，転義の実質的な中身である認識の転移である．その認識の転移を可能にする二つの可能性として，属性の相似性（guṇasārūpya）および属性による裨益（guṇopakāra）すなわち属性による染め付け（guṇoparāga）という二つの候補が挙げられる．認識主体の側で階下にもってくる方法が，属性の相似性に基づく認識の転移による転義である．臣下が王と似ている時，「王である臣下」という転義的表現が成立する．いっぽう，客体の側で階下に持ってくる方法が，属性による染め付け，すなわち，属性による裨益作用に基づく認識の転移による転義である．ちょうど隣に置いた赤い花が水晶を染めるように，二階にある有性が一階の実体を染めるのである．ディグナーガは「属性が［基体を］裨益することで［基体が］それを相として持つようになる」（guṇopakārāt tādrūpyam）と表現する（PS 5.5 cd）．

4.1.　認識の転移による転義

4.1.1.「王である臣下」との平行性

まず属性の相似性に基づく認識の転移による転義の場合，「有である実体」という同一指示対象共有の表現は，「王である臣下」という比喩表現とパラレルとなる．王と臣下との間には〈王の仕事を為すこと〉という相似性がある．この相似性を介して臣下が王と同一視され「王である臣下」という隠喩表現が成立する．しかしこの実例において限定項である王と被限定項である臣下とは別々なものとして認識されている．つまり「王≠臣下」を踏まえた上で「王＝臣下」と表現するのが隠喩である．これと「有＝実体」をパラレルに考えることはできない．なぜなら「有≠実体」を踏まえた上で「有＝実体」と表現しているわけではないからである．ディグナーガは「（認識の転移によって転義がある場合には）王［という語］を臣下に対して転義的に用いるように［両項の］認識の相が異なることになるからである」（PS(V) 5.4cd: (pratyayasaṃkrāntita upacāre sati) buddhirūpasya bhinnatvād rājño bhṛtyopacāravat/）と述べる．有と実体とは別のものとしてではなく同一のものとして認識されている．したがって両項の認識の相（buddhirūpa）は異ならない．このように，「王である臣下」と「有である実体」では認識の相（認識に浮かぶ対象像）に関して，一方は異なり一方は異ならないという非平行性が生じる．

4.1.2.　順に列挙して表現

相似性を共有するものの場合，順に列挙する表現が見られる．例えば，「白いのは，スタージャスミン・蓮・法螺貝」というようにである．しかし，「有るのは，有・実体」というように順に列挙して表現することはない．そうではなく，「有る実体」というように，一度に普遍と普遍所有者とを表現する（sakṛc ca jātitadvatoḥ śabdaprayogaḥ）．ディグナーガは PS 5.5ab において「また，スタージャスミン・法螺貝などの白のように，順に列挙して表現することがないから」（krameṇānabhidhānāc ca kundaśaṅkādiśuklavat）と述べる．ここでも非平行性が見られる．

4.2.　属性による裨益作用に基づく認識の転移による転義

4.2.1.　水晶との平行関係

属性による裨益作用の場合，水晶が花の赤に染められるのと平行だと考えることになる．赤い花の赤さが二階，水晶が一階にあり，二階の赤さが一階にある水晶を染めて裨益することで，水晶が赤さを持つようになるという構造が，有性・実体と平行になると考えられている．赤さが実際に一階に下りてくる．ディグナーガは，「属性による裨益に基づいて，それを相として持つようになること」

（guṇopakārāt tādrūpyam），「属性による染め付けに基づいて，普遍所有者が，属性を自身の相として持つようになる」（guṇoparāgāt tadvān guṇasvarūpo bhavati）と表現する．ここでディグナーガは，「属性による裨益」を「属性による染め付け」とも言い換えている．水晶の場合，実際に赤さは一階に下りてきているので，わざわざ二階を確認する必要はない．つまり，水晶だけを見ても「赤い水晶」という認識が生じる．これとパラレルに考えると，「有る実体」の実体には既に有性が移動しているのだから，「有る」という語を聞かずとも，「実体」という語を聞いただけで，「有る実体」という認識が成り立つことになってしまう．これはおかしい（PSV 5.5cd）．ここでも，二階属性の認識に関して，喩例ソースとターゲットで非平行性の問題が生じる．「赤い水晶」では二階属性である赤い花の赤さの認識は不要であり，いっぽう，「有る実体」では二階にある有性の認識は必要である．すなわち，二階属性の際立ちの認識（guṇaprakarṣabuddhi）に依拠しないか依拠するかの違いがある．

4.2.2.　錯誤

もし「赤い水晶」と「有る実体」とがパラレルであると言うのなら，「赤い水晶」という認識が錯誤であるのと同様，「有である実体」という言葉に基づく認識も錯誤ということになってしまう（PSV 5.6ab）．「赤い水晶」の場合，水晶それ自体ではなく，水晶と混じり合った相（saṃsargirūpa）である赤さを媒介として水晶を「赤い」と誤って捉えている．同様に「有る実体」も，実体そのものではなく，実体と混じり合った有性を媒介として実体を「有る」と誤って捉えていることになる．ディグナーガは，「混じり合った相に基づいて，いずれ［の意味］についても［言葉に基づく認識は］誤った認識ということになってしまう」（PS 5.6ab）と述べる．ここでは，喩例ソースと平行と考えることで，混じり合った相によって介在されていることに起因する錯誤性という性格までもが移行されてくるという望ましくない帰結が指摘されている．

4.2.3.　相互矛盾

また既に説明したように，同じ壺にも二階には様々な属性がある．これらが一斉に階下に下りようとする（すなわち裨益・染め付けという作用を為す）と，相互に矛盾が生じることになる．「その場合，属性による裨益は相矛盾する」（PSV 5.6cd–7a）とディグナーガは言う．どれか一つだけが下りてくるわけにはいかない．いずれも平等に二階の住人たる属性の身分を持っているからである．「その時，実体が，どれか一属性だけを相として定まるということはありえない．違い（差異

要因）がないからである」（PSV 5.6cd–7a）．もちろん，一階を何部屋かに区切って，二階の住人を一階に分けて暮らさせるわけにもいかない．いずれの属性もそれぞれが実体の全てを占めているからであり，部分的に分かれて一階に内在するわけではないからである．「［その］一部分でもって，［実体が］属性を相とするものとして経験されることもありえない．［実体の］全体が，壺等として認識されるからである」（PSV 6cd–7a）．壺のどこか一部だけが「壺」として認識され，別の部分が「実体」として認識されるわけではない．ディグナーガは PS 5.6cd–7a の詩節において「共通性等が多数ある場合，また，同時に把握する［複数の］主体がいる場合，裨益は矛盾してしまう」と述べる．

4.2.4.　雑色の認識

あるいは普遍所有者論者は矛盾をものともせず，それを好しと認めるかもしれない．その場合，多くの属性が一階に同居することになる．水晶の場合，もし多くの色が水晶を同時に染めたとしたら水晶は雑色になってしまう．同じように，壺の持つ様々な属性が同時に一階に下りて来て壺を染めるならば，壺は雑色のものとして認識されるはずである．「さてもし壺性等全てによって同時に［実体の］全体が裨益されるならば，個別に「壺」等と把握されることはないので，全ての相が同時に降りかかって来ることから雑色の認識があることになってしまう」（PSV 5.7b）．全ての属性が混ざったものが認識されることになるのである．

5.　多数の属性と一属性の抽出　このように，実在論の枠組みの中で客体の側に多くの属性を立てる場合，「有る」「実体」「壺」などの認識に対応して客体の側にも有性・実体性・壺性などを立てる必要が生じる．そこでは，一階と二階でのズレの問題が生じることになるので，「有る＝実体」という一階建て表現を説明できなくなる．あるいは，無理に二階から一階に諸属性を下ろそうとすると，相互矛盾や雑色認識の問題が生じることになる．多くの属性が同居している場合に，「壺」等というように，どれか一つの属性だけを抽出して認識することが説明できなくなるのである．いっぽうアポーハ論の場合，このような問題は生じない．排除それ自体は非実在（adravya）だからである．壺の上には，多くの排除が同居しうる．非壺の排除・非地製物の排除・非実体の排除などである．いずれも非存在を本質とするので，実在論のような混住問題が生じる心配はない．それぞれの排除は，排除対象の違いによって抽出可能となる．例えば，非壺を排除することで壺が認識され，非地製物を排除することで地製物が認識される．ディグナーガは，一属性の抽出可能について，「表示対象（例えば木）は多くの側面を持

つが，全側面でもって，言葉から認識されるわけではない．そうではなく，それ（言葉）は，［語］自身が［表示対象との間に］持つ［以前に経験された］関係に沿って，排除という目的を果たす」（PS 5.12; cf. PS 2.13）とまとめる．逆に言えば，実在論であれば，雑色問題に見られたように，全側面が理解されることになる．すなわち，ディグナーガ言うところの「雑色の認識」（mecakadarśana）である．属性による裨益（guṇopakāra）における芋づる式の全側面把握の帰結については，後にダルマキールティが詳しく論じることになる．いっぽうアポーハ論では，他者の排除が非存在であることから，排除対象の違いを通して一側面抽出が可能となる．

1）na guṇasārūpyāt pratyayasaṃkrāntiḥ *em.*; ［guṇasārūpyaṃ］na pratyayasaṅkrāntitaḥ *Pind.* Cf. NV ad 2.2.66（308.1, 311.9–10）： tadvati ca na guṇasārūpyāt pratyayasaṃkrāntiḥ, yathā svāmiśabdasya bhṛtye.

〈略号〉NV: *Nyāyabhāṣyavārttika*; PS(V): *Pramāṇasamuccaya(vṛtti)*.

〈参考文献〉

Thakur, Anantalal ed. 1997. *Nyāyabhāṣyavārttika*. New Delhi: Indian Council of Philosophical Research.　**片岡啓 2016**「ディグナーガによる不排除と包摂の意味論」『印仏研』65（1）: 395（130）–388（137）.　**Pind, Ole Holten. 2015**. *Dignāga's Philosophy of Language*. 2 parts. Wien: Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften.

（本稿執筆にあたり科研費 15H03159, 15K02043 の助成を受けた．）

〈キーワード〉 Dignāga，Pramāṇasamuccaya，apoha，upacāra

（九州大学大学院准教授，博士（文学））